

七里めぐみ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 良育会
所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区大谷 1 2 0 1 番地
電 話 番 号	0 4 8 - 7 9 6 - 7 6 9 8
代表者氏名	理事長 梅田良恵

2 保育所の概要

敷 地	1435.46 m ² (民有地を借地)			
床 面 積	772.82 m ² (1 階 636.96 m ²)			
建 物	木造 その他の建築物 2 階建 (1 階のみ保育室)			
施設の内容 (1 階)	保育室	0 歳児	1 室	34.37 m ²
		1 歳児	1 室	41.62 m ²
		2 歳児	1 室	38.99 m ²
		3 歳児	1 室	45.71 m ²
		4 歳児	1 室	44.09 m ²
		5 歳児	1 室	41.26 m ²
	一時保育室		1 室	62.34 m ²
	調乳室		1 室	3.53 m ²
	調理室 (検収室等含む)			46.55 m ²
	事務室 (医務スペース含む)		1 室	28.80 m ²
	幼児用トイレ		大 10 器	小 5 器
	トイレ		6 ヶ所 (内 多目的トイレ 各階1 ヶ所)	
設備の種類	冷暖房、沐浴室、医務スペース、園庭、ステージ、ボルダリング 駐車場 (8 台)			

3 提供する保育の内容

名 称	七里めぐみ保育園
所 在 地	さいたま市見沼区大谷 1 2 0 1 番地
電 話 番 号	0 4 8 - 7 9 6 - 7 6 9 8
認 可 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日
施 設 長 氏 名	梅田 良恵
職 員 数	「5 職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取 扱 う 保 育 事 業 の 種 類	月極保育、一時保育

4 施設の目的及び運営の方針

施設の目的	・児童福祉法、子ども・子育て支援法（以下、法という。）の趣旨に従って、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う。
運営方針	・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するようつとめるものとする。 ・「健康教育・遊びを通した知育・芸術的感性」などの保育を通して、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出すための基礎を培い、思いやりのある子ども、のびのびと健やかな子どもを育てる。 ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 保育内容

提供する保育内容	児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育過程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。
----------	---

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員数	職 務 の 内 容
園 長	1 名	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し園務をつかさどる。
主 任 保育士	1 名	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	19 名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
事務員	3 名	保育園の運営を理解し、人事管理や勤怠管理及び備品管理を行うとともに、行政/役所と連携し園の運営が潤滑となるようにする。
給食員	7 名	栄養士 1 名 調理員 6 名（委託業者（株）若菜）
看護師 (保健師)	1 名	園児の健康管理、健康診断や歯科健診の運営・補助、衛生管理・感染症対策、職員への保健指導

7 小学校就学前子どもの区分ごとの入所上限人数

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
定 員	6 人	1 2 人	1 2 人	2 0 人	2 0 人	2 0 人

8 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで	
開 所 時 間	・月曜日から金曜日	7時30分から19時00分まで
	・土曜日	7時30分から18時30分まで
標 準 時 間	・月曜日から土曜日	7時30分から18時30分まで
	・延長保育 (月曜日から金曜日)	18時30分から19時00分まで
短 時 間	・月曜日から土曜日	8時30分から16時30分まで
	・延長保育(月曜日から土曜日)	7時30分から8時30分まで
	(月曜日から金曜日)	16時30分から19時00分まで
	(土曜日)	16時30分から18時30分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日) 感染症等による休園日	

9 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
保 育 料	利用者負担額は、世帯の市民税額により決定されます。詳しくは「保育施設利用のてびき」もしくは区役所へお問い合わせ下さい。
延長保育料	月極保育以外に15分単位での保育を行っています。 月極保育の出席数により受入人数が変動します。 500円(1日15分)
実 費 徴 収	・3歳以上児の給食費 6、500円(月額) (主食費2、000円、副食費4、500円) ※さいたま市の物価高騰対策給食費補助事業が実施されている間は、上記金額となります。 ・教材費 0～2歳児 300円(月額) ※4月/10月にまとめて徴収 3～5歳児 600円(月額) ※4月/10月にまとめて徴収 ・オムツ処理代 500円(月額) ※4月/10月にまとめて徴収 ・カラー帽子 1、000円(1枚) ・クレヨン・はさみ 1、000円(1セット) ・手紙袋 100円(1枚) ・ネームホルダー 200円(1個) ・その他(行事費等)

10 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内容
利用開始について	「保育施設利用のてびき」に記載されている、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、その他、に該当し、お住まいの市町村の利用調整結果に基づいた市の規定により、利用を開始する。
利用終了について	「保育施設利用のてびき」に記載されている、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、その他に該当しない場合。

欠席する場合 又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合は8時30分までに登園が遅れる場合は、8時30分から9時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は17時半までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
入園時に用意するもの	上履き 防災頭巾 防水シート など
毎日持参するもの	水筒 手拭きタオル など

11 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	見沼消防署 令和2年 4月 7日届出 防火管理者 氏名 尾山未来
避難訓練	火災、地震、防犯、水害を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難場所	第1避難所・・・園庭 ※水害時には大谷小学校が第1避難所となる 第2避難所・・・さいたま市立東宮下小学校 第3避難所・・・さいたま市立大谷小学校

1 2 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

嘱託医	内科	医療機関	はとり小児科	担当医師	羽鳥 雅之 先生
		所在地	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1145-7	電 話	048-686-1660
	歯科	医療機関	アクア歯科クリニック	担当医師	阿部 由樹雄 先生
		所在地	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-1199-2	電 話	048-793-7762

消防署 (救急)	管轄消防署名	見沼消防署	電 話	048-681-0119
	所在地	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1087-1		
警察署	管轄警察署名	大宮東警察署	電 話	048-682-0110
	所在地	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野35-1		

1 3 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 七里めぐみ保育園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員派遣、受講させています。

14 食事の提供について

昼食 おやつ・補食	毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月末又は月初めに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー 等への対応	アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡 ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例) 卵・牛乳・小麦粉・魚介類(えび・かに) など
衛生管理等	集団給食施設届出をさいたま市保健所へ届出。 (2022年 7月 11日) 調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を 行っています。

15 年間行事

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4	入園式 進級式	10	運動会
5	こどもの日 園開放・懇談会	11	内科検診 立ち合い避難訓練
6	水遊び 内科検診 歯科検診	12	クリスマス
7	七夕 水遊び	1	お正月遊び
8	夕涼み会 水遊び	2	節分
9		3	ひなまつり 親子遠足 卒園式 修了式

※中止・延期等、予定が変更となる可能性があります。

※毎月誕生会・避難訓練・身体測定を行います。

16 健康診断・歯科検診・身体測定

(1) 健康診断 年2回・歯科検診 年1回

嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)等に記載
します。

(2) 身体測定 全乳幼児 月1回

身長・体重の測定を行います。結果については、児童票(日々の成長記録)等に記載
します。

1 7 避難訓練

(1) 避難訓練 月 1 回

地震、火災、防犯、水害を想定して避難訓練をします。

(2) 立ち合い避難訓練 年 1 回

見沼区消防署立ち合い指導の下、避難訓練を行います。

1 8 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
保育の提供内容の変更等	「重要事項説明書」に基づき、保育を提供するものとする。 内容変更その他規定に定めのない場合は、児童福祉法その他 関係法令に従い、当園、保護者双方の協議によって定める。
利用者に対する事前説明の方法	入所時及び変更があった場合に周知
保護者との連携について	入所時の説明会や面談、保育内容等についての説明会や懇談会 を年に 2 回開催予定です。
運営委員会について	年に 2 回、開催予定です。地域関係者、外部委員（社会福祉事業 について知識経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容に ついて意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行う ために開催するものです。
自己評価	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施し、サービ ス内容の向上に努めています。
個人情報・秘密保持のため の措置	入所時 説明と文書
土曜保育について	土曜保育においては、当園にて、連携施設あい保育（大和田） との合同保育となります。

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

1 9 賠償責任保険の加入

損害賠償保険	傷害保険
1 事故 3 億円	1 事故 1 千万円
1 名につき 1 千万円	1 名につき 1 千万円

2 0 当施設に関する相談・苦情窓口の設置

相 談 ・ 苦 情	梅田 良恵	尾山 未来
受 付 担 当 者	電話 0 4 8 - 7 1 7 - 3 6 4 2	電話 0 4 8 - 7 9 6 - 7 6 9 8
第 三 者 委 員	厚澤 ゆり子	岡村 朱美
	電話 0 4 8 - 7 2 6 - 5 7 1 9	電話 0 4 8 - 7 9 6 - 8 3 5 8

※面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

【重要事項説明書確認】

「重要事項説明書」に基づき説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。